

＜認定研修施設・研修連携施設 更新 申請要項＞

【更新申請資格】 認定研修施設・研修連携施設基準を満たすこと。(認定研修施設規則 第3章第5条) 認定研修施設の業務を遂行していること(認定研修施設規則 第4章第7条)

＜参考＞

認定研修施設規則 (第3章第5条 認定研修施設基準)

指定基準1: 研修施設の責任者は日本産科婦人科内視鏡学会の会員である。

指定基準2: 一般社団法人日本専門医機構における産婦人科専門研修基幹施設、連携施設のいずれかであること。

指定基準3: 日本産科婦人科内視鏡学会指定の技術認定医が1名以上常勤している。

(腹腔鏡認定研修施設については腹腔鏡技術認定医の常勤、ロボット認定研修施設にはロボット技術認定医の常勤が必要である。)

指定基準4: 腹腔鏡認定研修施設: 腹腔鏡手術が年間50例以上である。

※腹腔鏡検査のみ(腹腔内観察・生検も含む)は手術実績として認められません。

ロボット支援手術は保険収載されたものに限り手術実績として25例まで認められます。

ロボット認定研修施設: ロボット手術が年間20例以上である。

指定基準5: 院内に外科および泌尿器科のバックアップ体制があるか、外科および泌尿器科を有する緊密な連携が取れる病院がある。

指定基準6: 各種ガイドラインを遵守し、保険診療を適切に行っている。

注1 認定研修施設として申請希望の施設は指定基準2以外、必須である事に注意してください。

指定基準2のみ満たさない場合には、指定基準2を満たす別施設を研修連携施設として更新申請する事が可能です。

認定研修施設の業務 (第4章第7条 認定研修施設の業務)

＜報告義務＞認定研修施設更新申請書(様式4)に記載してください。

＜教育・指導＞症例登録(調査普及(合併症)アンケート)の回答状況、更新申請時点より以前5年間において、貴施設に在籍時に腹腔鏡技術認定医を申請しそれを取得した医師がいる場合には、認定研修施設更新申請書(様式4)に記載してください。

注2 認定研修施設研修指導実績(年次報告書)は認定保留期間中を含め、5年間全ての期間を必要とすることを原則とします。

今後の認定研修施設の運用の参考にするため以下について申請書式回答欄にご回答ください。

症例登録(調査普及(合併症)アンケート)の回答の有無、新規技術認定医の数、日産婦腫瘍登録の有無、研修受け入れ実績の有無、学会発表数、論文発表数

【申請時提出書類】

1) 提出必須書類

①認定研修施設更新申請書(腹腔鏡) (様式4)

②指導実績(年次)報告書 ※Web登録方式となります。詳細は学会HPをご確認ください。

③日本産科婦人科内視鏡学会認定腹腔鏡/ロボット技術認定医の認定証(全員の写し)

④指定基準2を満たす証明書(写し)

⑤チェックリスト(更新申請)

- 2) 申請資格の指定基準2 研修連携施設の申請は、認定研修施設申請書を提出する施設が研修連携施設更新申請書（様式6）」も併せて提出することが必須となります。
- 3) 審査料の振込について 審査料 10,000 円を下記口座へお振込みの上、振込書の写しを同封して下さい。  
銀行名：三菱UFJ銀行 支店：六本木支店 普通預金 口座番号：0442649  
口座名義：シャ)ニホンサンカフジンカナイシキヨウガツカイ シセツニンティ

【申請受付期間】

2026年1月7日（水）～1月31日（土）

【申請書送付先・お問合せ先】

アップロード式でご提出ください。

<https://registry.jsgoe.jp/tf/>

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会 認定研修施設委員会

E mail : jsgoe@secretariat.ne.jp